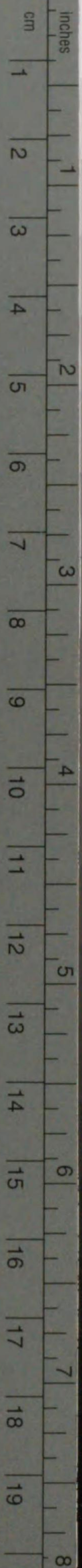


# Kodak Gray Scale



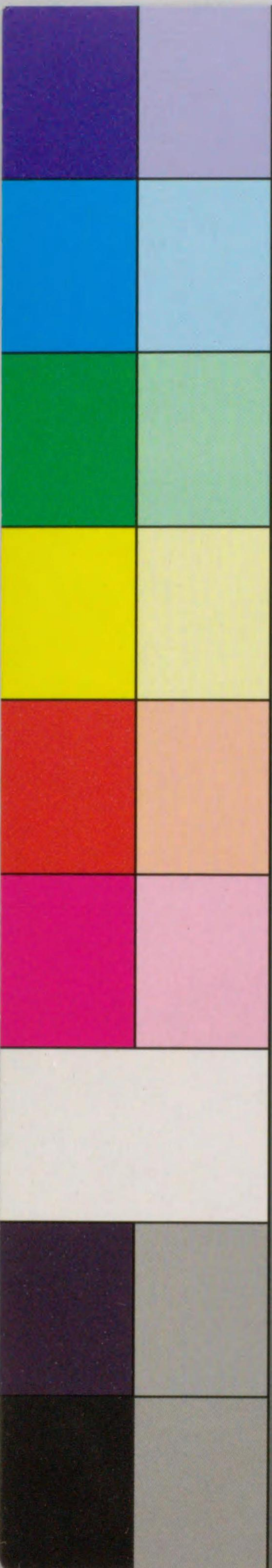
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



202  
366

202-366



\*1200800036842\*

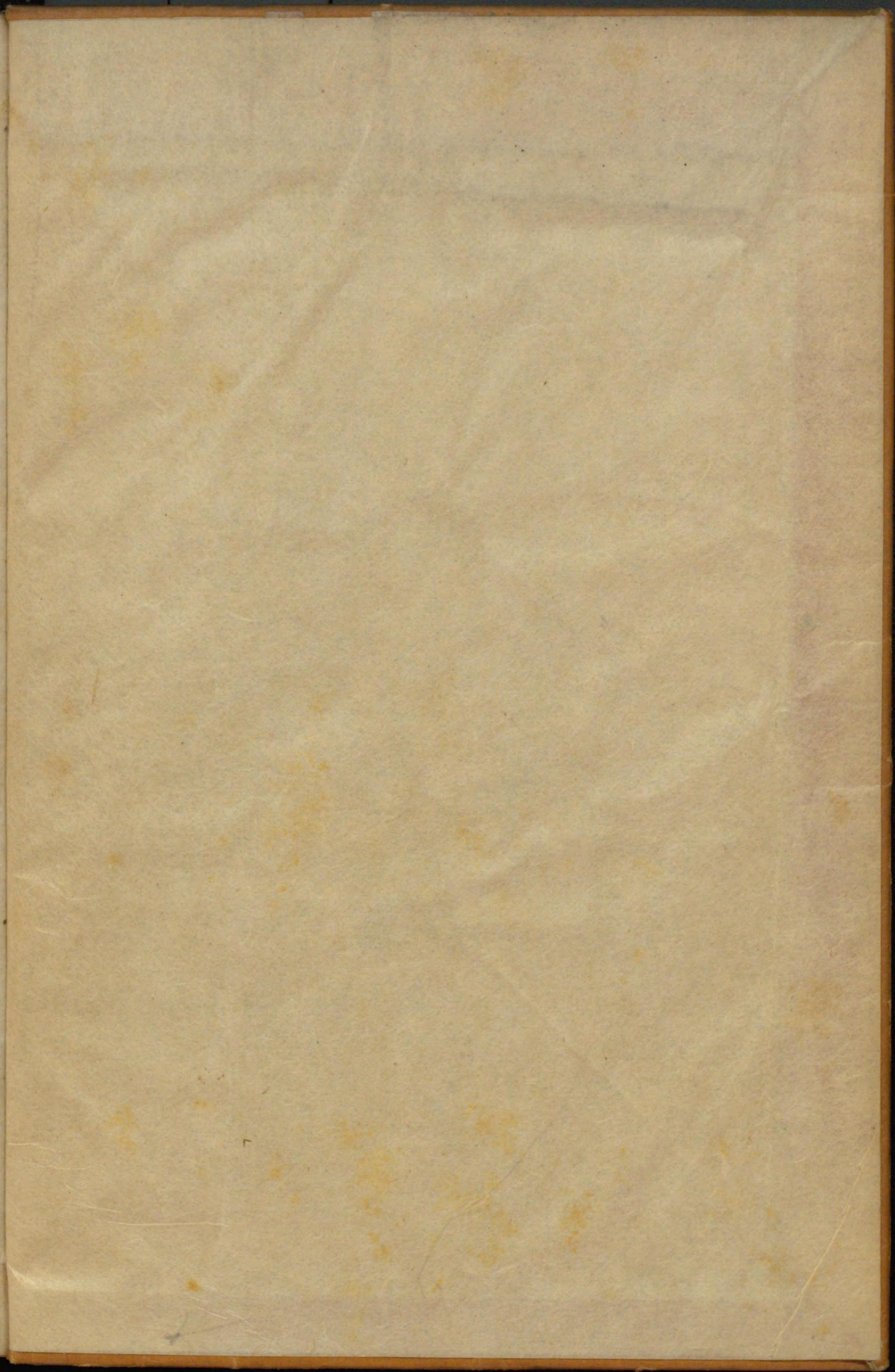
忠實浪合の巻



195-566



Faint, illegible text impressions in red ink, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns.





202-366

一 忠勇

浪合の巻

貳册

右宗良親王威德宣揚會主幹高柳秀雅ヨリ

天皇  
皇后兩陛下へ献納願出之趣ヲ以テ傳献被致候ニ付

御前差上候此段申入候也



大正四年一月十八日

宮内大臣男爵波多野敬直

宮中顧問官近藤久敬殿





文部大臣

一本喜徳郎 閣下題辭

貴族院議員

子爵青山幸官 閣下題辭

貴族院議員

男爵千家尊福 閣下題辭

長野縣知事

力石雄一郎 閣下題辭

下伊那郡長

石川斧太郎君 序文

天皇

井伊谷宮宮司

吉川頼易君 序文

故陸軍教授

丸山正彦先生琵琶歌

### 緒言

本書は大正三年九月二十六日飯田に於て

東久邇宮殿下の台覽を賜ひたる上色々御下問をも辱

うし原稿のまゝ、本書を御所望あらせられたる光榮を

有す

之れを草するにあたり故陸軍教授丸山先生が熱心に

指導し後援せられたるこそ多く特に混合の曲の如き

は最も力をこめられたる先生が最後の長作にして又

殿下が當時御持參歸り遊ばされたるもの實に本會の



光榮とする所也

本書出版に際し渡邊正二位青山家及び波合有志の賛  
同を得たること多ければ併せて之れを謝しなほ今後  
の訂正改版を期す

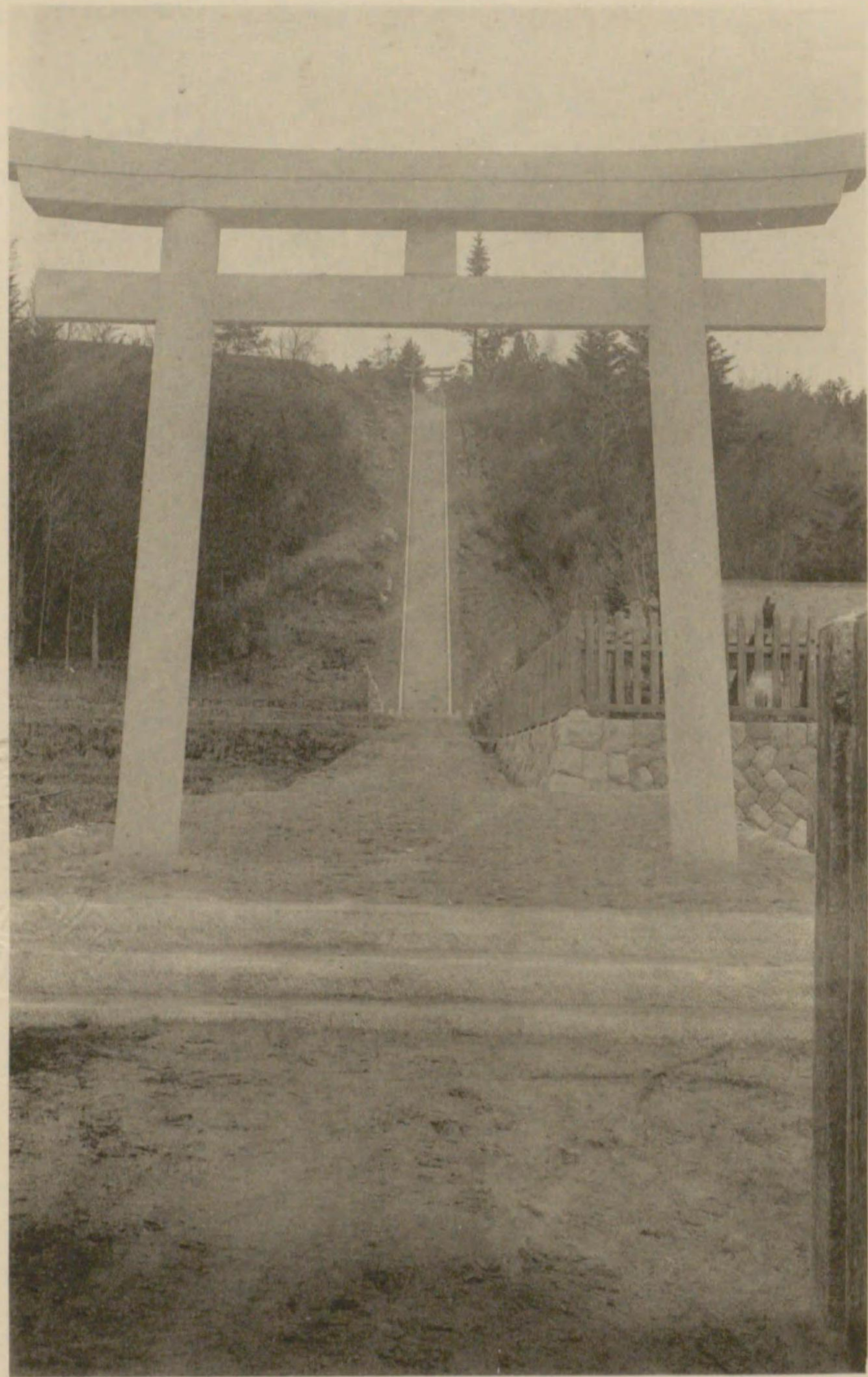
大正三年十二月

凱旋軍歡迎の日 宗良親王威徳宣揚會

神威赫  
上

韋宜





浪合神社

神

道

森

子

浪合神社



# 浪合神社昇格期成趣意書

謹で叡聖文武

天皇陛下御即位の大禮を奉祝すべく 記念の事業として 本會は普く全國有志諸君の賛助を請ひ

浪合神社を昇格し奉り殉難烈士を併せ祭らむとす

長野縣下伊那郡波合村宮ケ原鎮座

浪合神社

恭しく惟るに

村社 浪合神社祭神は 後醍醐天皇第四皇子宗良親王の第二御子尹良親王なり  
由來 應永三年三月廿四日 親王三河へ行啓の御途次 此の波合河原に於て寇賊の爲めに 畏くも金枝玉葉の御身を失はせ給へば供奉の士ごもが 宮ケ原に尊骸を埋葬し奉るゝ共に傍らに一祠を建て、在天の神靈を祀りしより以來 五百星霜一日の如く 村民が奉齋し來りしを明治五年村社に列せられたる也



昇格 今や神祇崇敬の途大に開け國威八紘に光被するに至り混合神社尊崇の念  
時々刻々に高まりたる今日をほ村社を以て奉祀することの恐多きは臣民忠忱の情  
ごして禁ずる能はず 臣下にも 新田 楠木 結城 伯耆 北畠 菊池及び小  
御門皆官幣もて祭らるゝに 本社祭神が 畏くも 皇族にておはするに於ては一  
日も早之昇進し奉らざるべからず  
御勳功 抑も祭神 尹良親王は父皇子信濃宮の遺烈を繼承し 祖父帝吉野天皇の  
大業を祖述して右文左武忠孝兩全 正平以來南風愈々不振の後を受け櫛風沐雨淺  
間の山のゆきまし之刈菰と乱れたる世を翻し諏訪乃うみの底深く澄みわたる大御  
代に引返さむと義軍を糾合し忠孝節義を奨励し征東將軍として御奔走二十有余年  
實に南朝の柱石として たゞ御一人ひたすら王政復古の大業を圖りたまへる其の  
御勳功と御辛勞とは海山もたゞならざる御事にて勤王の範を千載に遺し給へる御  
教訓と拜服し奉れば ここに昇進の急務なるを知る  
御辞世

思ひきや歳瀬の淀を去のぎ來て

この浪合に沈むべしこは

を拜せば誰かは髮の逆立たざるべき

殉難將士 父祖傳統終始一貫艱苦に逢ひて益々其の忠節を盡し奉り大義名分を明  
にしたる勤王家は

青山 師重

世良田 政義 全義 秋

桃井 宗綱 全貞 綱

羽川 景庸

以下 其日其場に於て奮戦して 潔之戰死を遂げ今なほ宮原に留りて千載士風を  
維持す 忠臣贈位の恩典を仰ぐも亦此の秋ならむ

攝社奉祀 されば本社を昇格し奉ると同時に殉難忠烈の將士を攝社に祀り神威を  
發揚し奉るべし これ後昆臣民の努むべき義務にして 又親王の神慮あるべし



謹みて 國家 皇道の爲に之れを主張す

奉祝記念 今上天皇陛下御登極は奉祝すべき記念事業の一として 特に本社を昇

進し奉らむが爲めに基本金貳萬圓を造進すべし 波合區に於てハ

一、明治二十八年五百年祭を執行して社殿を造營し

一、全 三十六年勅使參向記念碑を建設して

明治天皇の鴻徳を頌し奉り

一、大正三年御舊迹記念碑を建て神饌所を設け參拜登路石階二百段を修理し 大

鳥居を建て神域境内を莊嚴ならしめ

一、基本金二千五百圓を積み立てたるは尋常一様の舉にはあらず

次で又忠勇龜鑑浪合の巻を出版し 天覽の榮を辱うするに至れり

所詮は本會の主旨事業たる世道人心に關するここ重且つ大なるを諒こし奮起して

以て協賛し俱に與に計畫し大成し以て大禮を奉祝し給はむこと切望の至りに堪へ

ず 敢て江湖諸賢の賛助を仰く 再拜 頓首

天壤無窮

喜徳郎



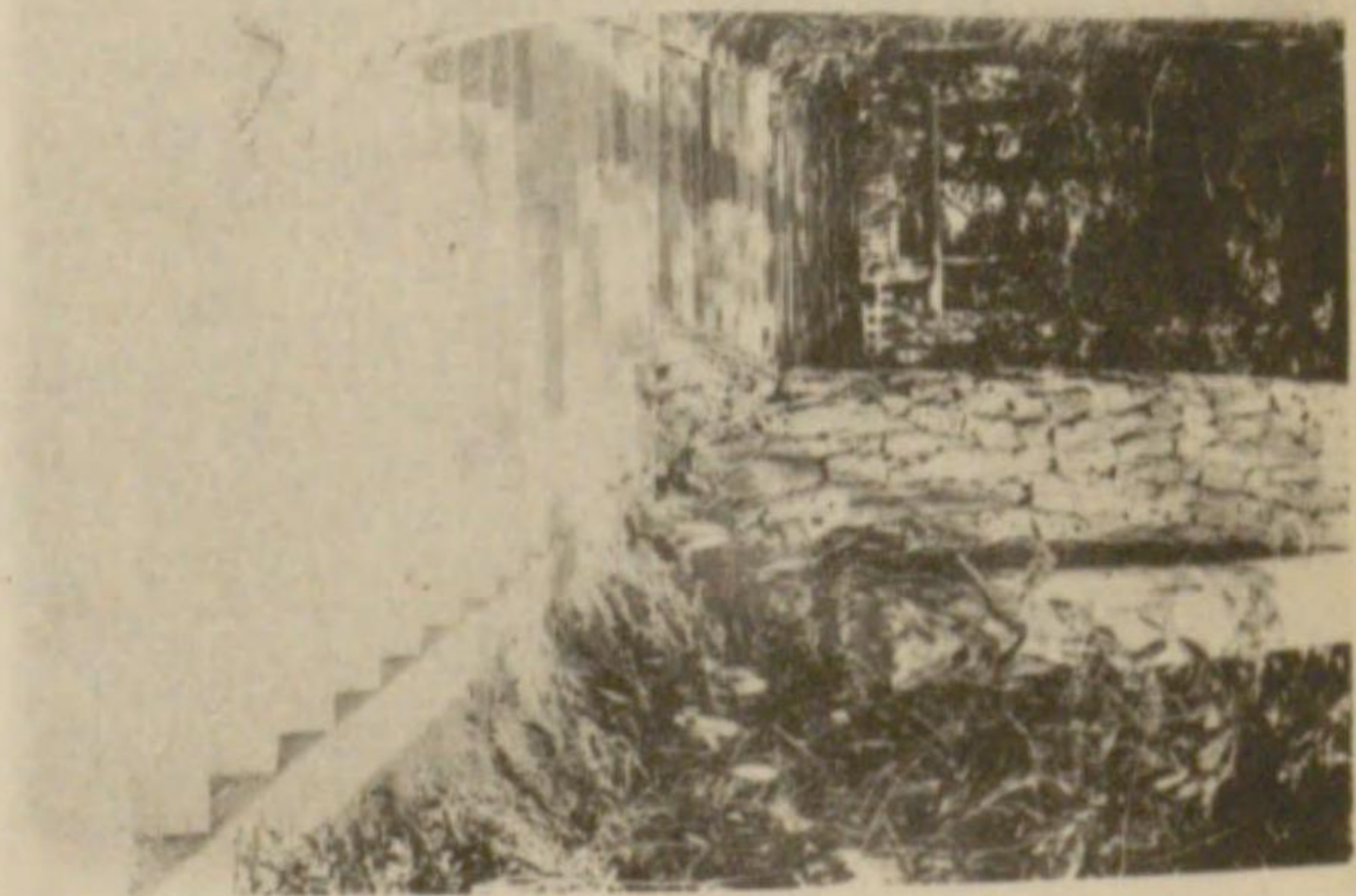
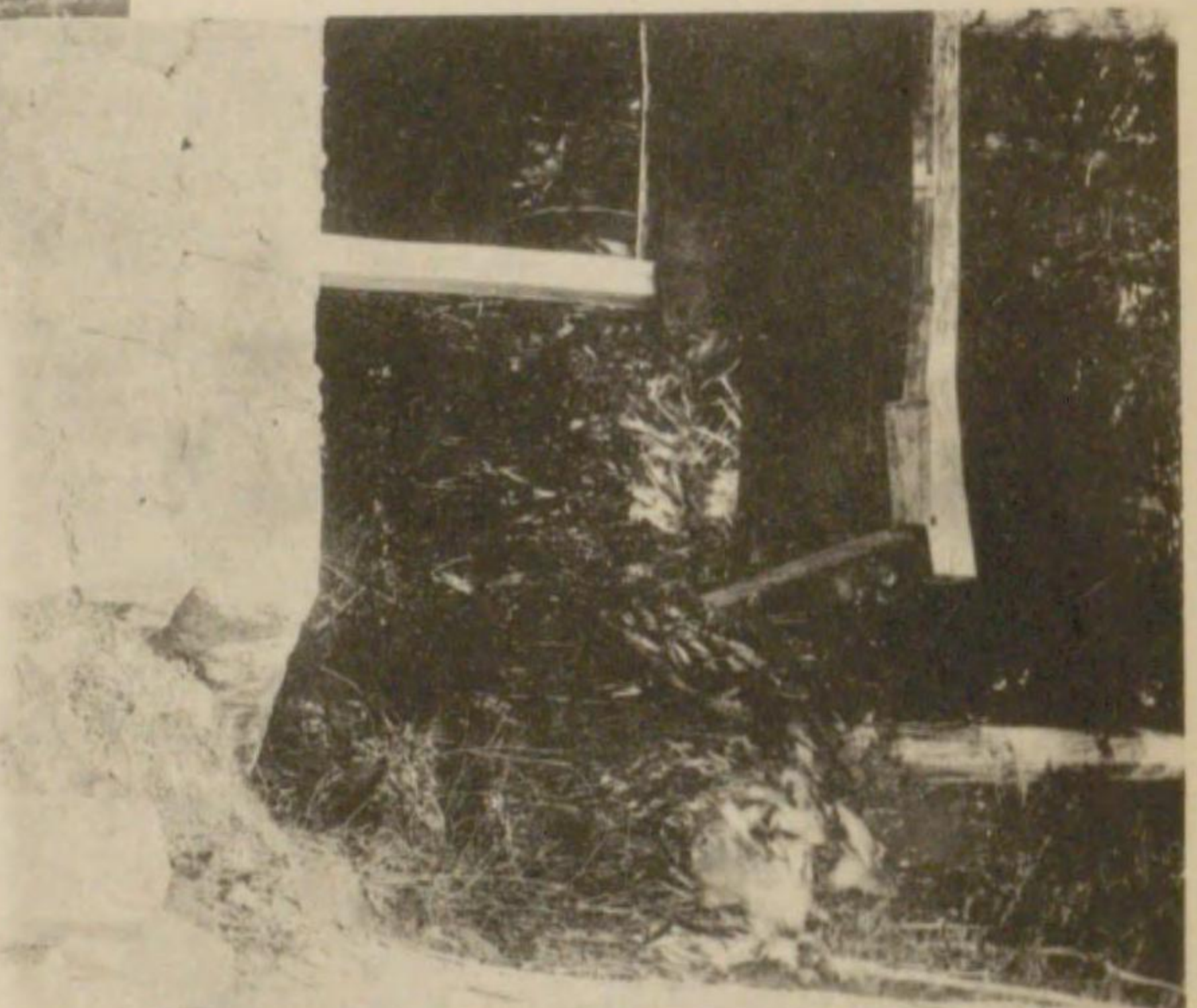
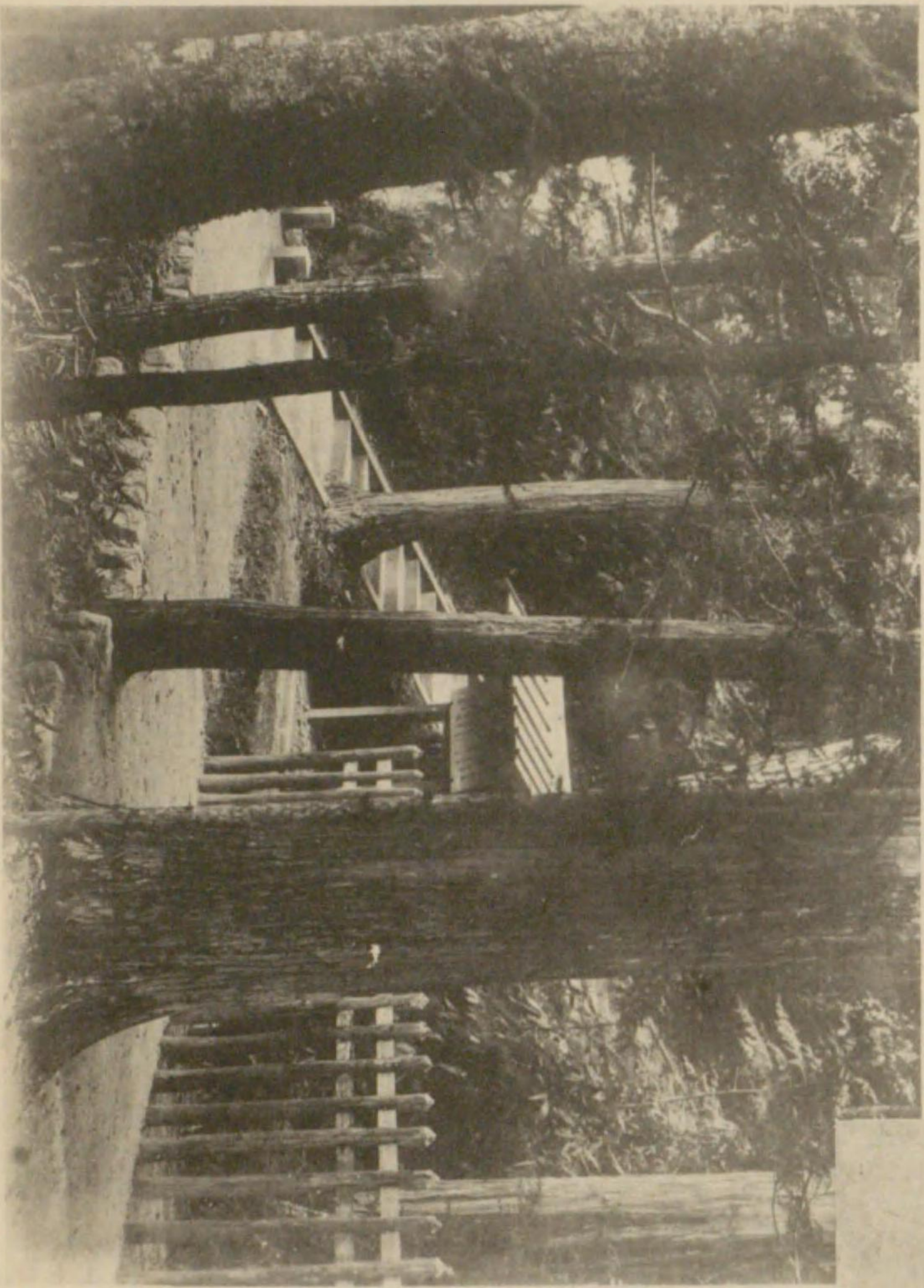
天  
家  
無  
礙  
御  
最  
期

尹良親王御最期



丸山夫人稔粒謹寫





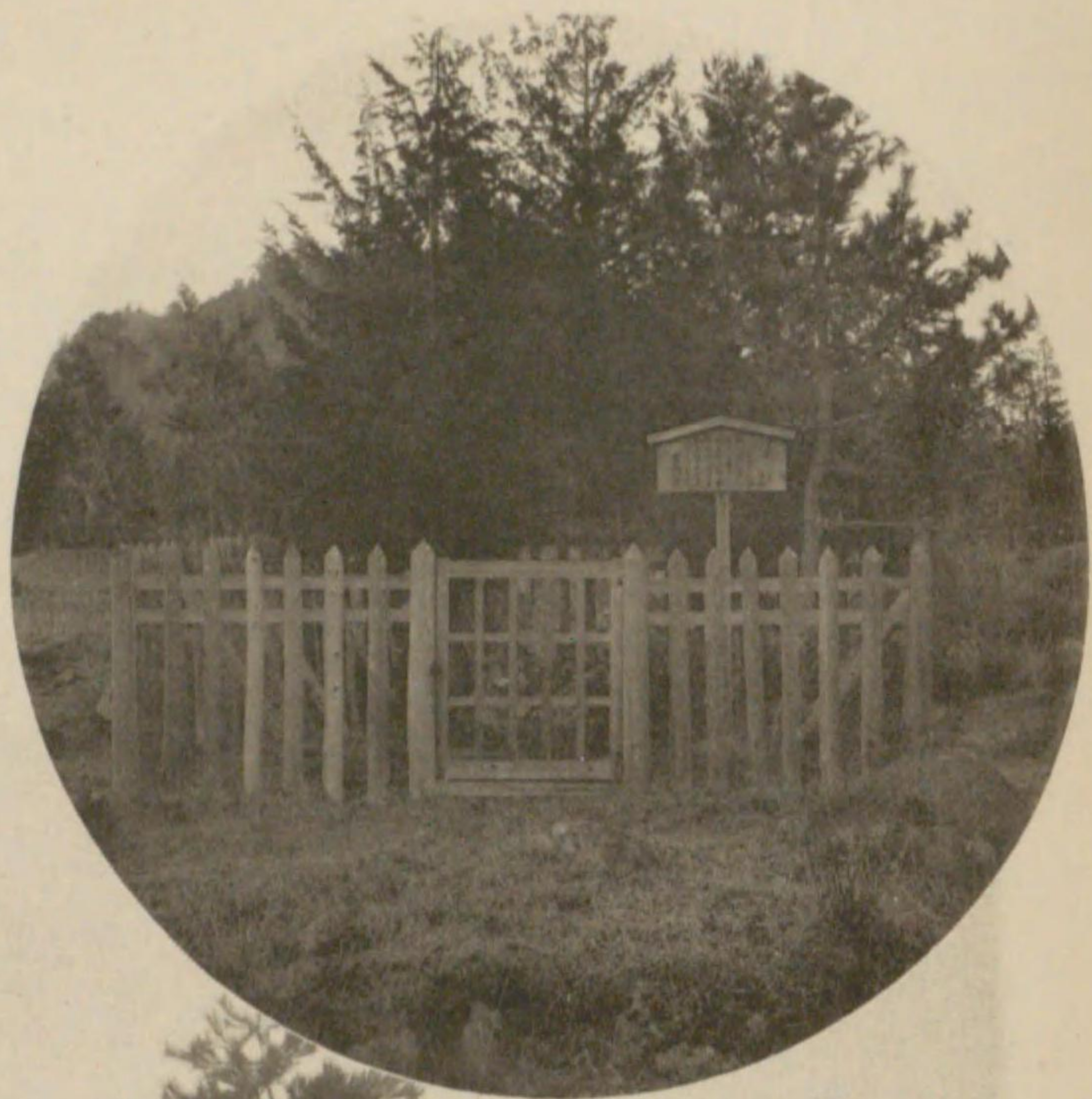
尹良親王御墓





親王御陪塚

第三號



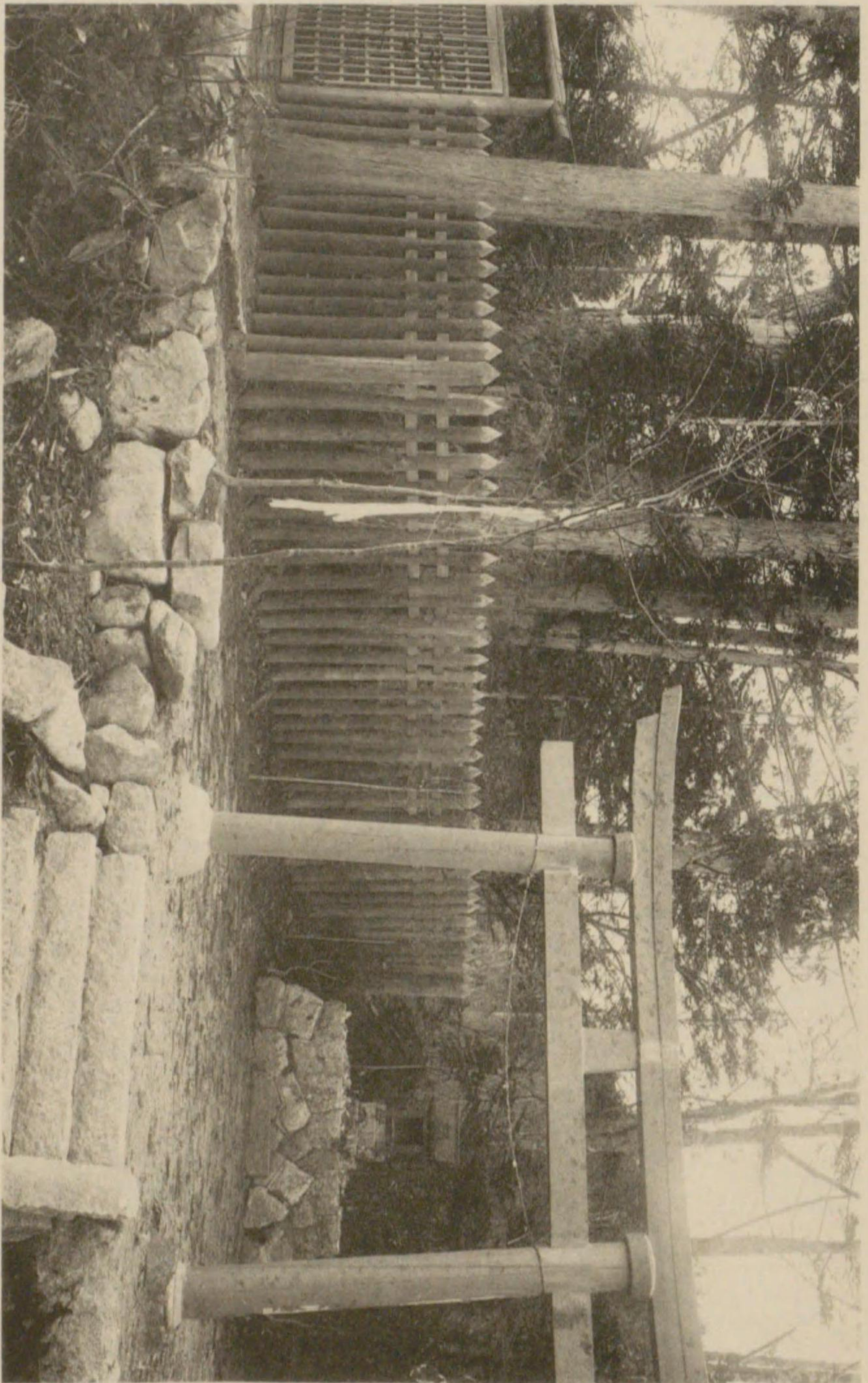
第二號



第一號







青山 重公 墓



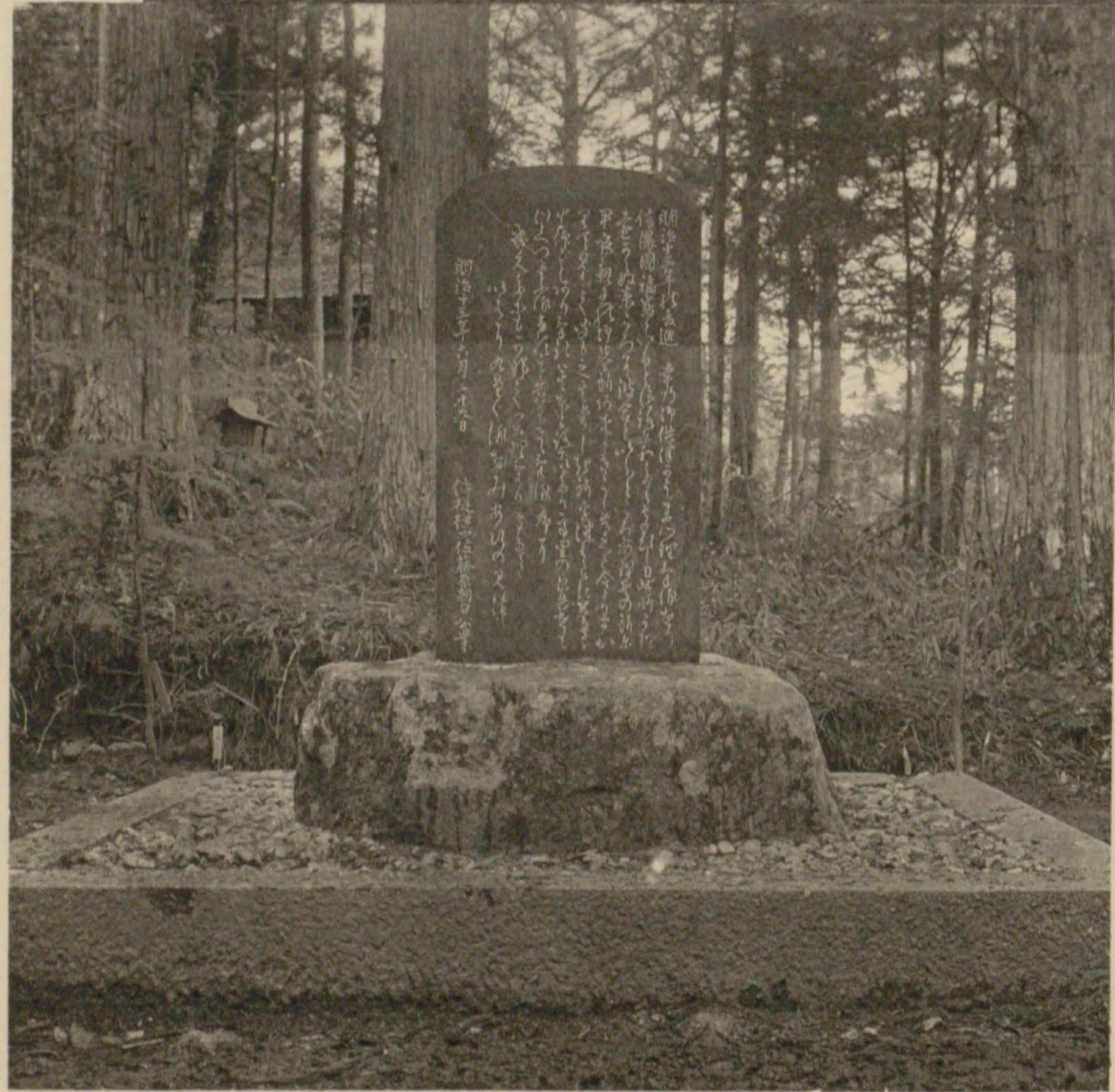


忠孝義勇

力不殆也



御舊跡記念碑



勅使参向記念碑

Large, faint, vertical Japanese calligraphy on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The characters are arranged in two columns, reading from right to left. The right column contains the characters '勅使参向' and the left column contains '記念碑'.



序

予一日公務を帯びて波合村を過ぎり 尹良親王の御墓を拜したり 森嚴の氣自ら人を襲ひ轉々往事を追懷し低回去るに忍びざるものあり

親王久しく大河原の城に在りしが遠三の地に到らんとて神峰城を發して波合を過ぎり給ひしに忽然として土匪四方に起り衆寡敵せず士卒多く戦死し親王亦傷を負ひ給ひ傍なる民舎に入り遂に英志を空うし怨を呑んで自盡し給ひたり 思ひきや幾瀬の淀を凌ぎ來て此の浪合に沈むへしとは 御辭世を拜しては誰かは悲憤せざらん 親王が心事を拜察するたに恐多し 時に應永三年三月二十四日にして御年四十三

惟ふに建武より應永に至るの變今更に之を云ふに忍びず 陪隸



の徒恣に兵權を挾みて 皇師に背き南風遂に振はず爲に金枝玉葉の貴き御身を以て草深く山險しき大河原の城に在りて久しく困厄窮乏を忍び只管 皇運の興復を謀り給ひし御事蹟を詳にするものは實に本書なり

本書は國民道德の修練に關し多大の裨益あるべきを信す 著者高柳君予に序を求む乃ち御墓參拜當時の感想を叙して序に代ふと爾云

大正三年九月二十六日

長野縣下伊那郡長 石川 斧 太郎

## 序

東海の表に卓立し四周海を以てせる大日本皇國は建國以來二千五百七十有餘年皇統連綿として變異なき一系の君主を奉戴し他に比類なき國體を有する國民たることは吾人の誇とする所なり之れ國家の創始に際し 皇祖天照皇大御神天壤無窮の御神勅を 皇孫瓊々藝尊に下し給ひ歴代の天皇之を繼承して蒼生を愛育し給ひ國民聖意を服膺して皇運を扶翼し奉り上下和衷協力以て之を愛護し來れるによりてなり然りと雖永年月を經過せし間には時に國運に汚隆盛衰なきを免れず吾人歴史を緝くに當りて慷慨悲憤に堪へざるもの一二にして止まらず其尤も悲惨を極めたるもの南朝史の御事蹟に於て是を見る

恐くも 後醍醐天皇は遺詔して宣はく「逆賊未だ平かず四海騷擾せり朕惟之を恨ます身はたとひ南山に瘞むとも魂魄常に北闕を望まむ汝宜しく賢能



を用ひ忠義を賞し一に恢復を圖り以て朕が志に稱ふべし」と劍を按して崩御座し座しぬ此御代に於ける 皇子護良親王土牢の御慘事皇子宗良親王遠江上野越後駿河信濃甲斐美濃越中各國ノ間に於ける御艱難等追懷するだに實に恐懼の至りに耐わざるなり

知人高柳秀雅氏年來南朝の遺蹟を探究せむとし東奔西走南船北馬せられつゝありしが今回忠勇龜鑑浪合の卷なるものを著し宗良親王の御子尹良親王の御事蹟を詳述して發行せらる希くは此著書をして克く國民の道德を養成し敬神の信念を發せしめ崇祖の念慮を起さしめ以て君に忠し國を愛するの資に供さしめ萬世不變の皇統と千古不易の國體とを益々宇内に光輝あらしめむ事を不肖職を 宗良親王御奉祀の井伊谷宮に奉するの故を以て序を求めらる余之を辭するに由なく聊か所感を陳へて序となす

大正三年十一月

官幣中社井伊谷宮宮司吉川頼易

後醍醐天皇第四皇子

宗良親王

興良親王

御母狩野介貞長女

興國三年於遠州井伊谷誕生

正平八年二月秋葉入城十年被擒

天授三年九月十日於京都薨(三十五歲 義源院)

良王……氷室家

御母井伊介道政女重姫

正平九年七月五日於信州大河原誕生

天授五年親王宣下征東將軍

後龜山天皇御猶子

應永三年三月廿四日於浪合薨(四十三歲 大龍寺殿)

女子

御母全尹良親王

大橋三河守貞省室

御母世良田藏人政義女

文中三年於大河原誕生

應永三十一年津島入城

永享十年八月薨(六十五歲 瑞泉寺殿)



熱田大宮司

千秋家

親昌  
出雲季富季隆

男爵

師崎羽豆城主  
大正二年冬贈位

貴族院議員

神主第一世

良王

良新  
十五世  
長  
十六世  
泰長  
爲長  
銑之介  
照長

御母全良王

稱長翁

現代

尾張津島

大龍寺 尹良親王  
瑞泉寺 良王

御位牌御繪像藏

序

千山萬水その美を擅にせる長野縣は教育の進歩に於ても天下に冠絶せるものあり。古今の偉人を見ても亦天下に傑出せるものあり。かく教育の發展し偉人の輩出せるものそれ秀麗なる山水の靈の致まところならむも惟ふにみすゝかる信濃宮が多年據りて以て吉野宮の宮柱として南風を維持せられたるそのかみ驚浪龍門を奔るの嶮あり霜雪蒼空を壓するの難あり幾多曲折おはしましす。かひある命なりせば。と宣ひ不屈不撓恢復の大任に當らせ給へるのみならず常に歌もて忠孝節義を奨勵し世道風教に憂慮せられたること多かりければその感化に基くなくんばあるべからず。ことに南信の地は最も御根據に憑ませ給へるところ。御子尹良親王の御誕生地たると同



時にまた御終焉の舊蹟たるはまよとに恐多きこと、もあり  
吾人は信濃宮が大國民の態度を示し給ひて 終生奮闘せられ  
たる御勳功を仰げば御嶽山たかきと雖も高からず 御心勞を  
懷へば諏訪の海ふかきとさけぞ深からず 　また吾人祖先が燃  
ゆる思ひに比ぶれば煙はうすし淺間山 終始一貫節を守りて  
盡す心に較ぶれば色あほむきし赤石岳 死を鴻毛の輕に例へ  
て子々孫々奉公せし事蹟をたづねむの威徳を宣揚し奉らむと  
圖ること久し 客年九月は吉野と信濃との御通路たりし師崎  
に記念の碑をたて、御遺蹟を明にせしが此の波合は又久しき  
以前より我乃舊蹟たるを千載に顯彰し奉らむが爲めに建碑の  
舉を企て父子相傳へて八十有余年に互り今年成功したる共  
にこゝに最も感ずべきはその舉を賛して歌及び詩の献詠をな  
せるもの三府をはじめ第一道三十三縣地方よりするを見るに

親王御事蹟の深く追慕せられ 波合舊蹟の廣く尊重せらるゝ  
事のたゞならぬを知り益々吾人の意を強うするを得たり 否  
神威靈徳の赫々たるを覺え社格昇進をもなし奉らざるべから  
ざるを信ぜり 同時に青山中將を始め世良田藏人父子 桃井  
下野父子 羽川安藝等の諸豪が君のため世のため何か惜しか  
らむと決心して最後まで苦辛慘憺せし其の精忠實に士道の  
範たるものあるのみならずその後裔が恨みは長く矢作川流れ  
て末は三河武士の名も段戸の山高く美しき史實を残せるは精  
神教育家庭教育上ゆるかせにすべからざるの重大事たれば  
謹みて 參拜し 展墓して神靈英魂を吊ひ奉る共には有志の  
士が此の事業に盡瘁して止まざるも尙ほ忠孝の両道かけて勇  
往邁進せるもの併て世の鑑と仰ぐべし 　それ御事蹟に至りて  
は御父子三代百年の御奔走なほ考究し奉るべければこゝには



波合發展の顛末と 先帝 聖徳の一斑を主として敬神崇祖  
忠君愛國の教育の資に供し大正國民の奮闘努力を促さむが爲  
めにかくこそ

大正三年四月山櫻さきそ先一頃

波合川清き所あり硯きよ先て

秀雅謹識

忠勇 龜鑑 浪合の卷目次

題辭

御最期の圖

御墓

御境内

碑

序文

御系圖

一 はしがき

二 御舊蹟の碑

三 維新前篤志家の奔走

波合碑文

四 維新の光明

五 御本社

六 勅使参向

記念碑文

七 すて、はおけぬ大事

讀浪合記詩



八 御墓 制札 懷古詩

九 青山家

十 御陪塚巡拜 世良田 桃井 羽川

十一 神靈の明鑒 神像傳記

十二 震筆の經卷 賜天覽 波合と武節

十三 御事蹟畧

琵琶歌 一曲

忠勇 龜鑑 浪合の卷

高柳秀雅謹識

一 はしがき



波合は名古屋より二十五里 長野よりは四十八里余 信三直  
通の縣通に當る南信下伊那郡に在り 古く世に知られたる舊  
蹟あり たび足を踏みてみるに 四圍山岳重疊 實に 武  
陵桃源の地たり 南朝の忠臣が南風不振の時に當り 籠りて身命を賭し 功名  
をよそにして奉公を完うせるは 實に 臣民の龜鑑にして維  
前勤王の志士が奮起したるも 皆また この風を敬慕した  
るや言をまたざるなり 足助よりは十五里 三州街道武節 稻橋を過ぎ舊道は近路に  
して國境柚路峠の嶮あり 越えてみるに 五百年昔の雲を排



し雪を踏む 新城よりは田口を経て矢作の上流なる根羽に出  
 づ  
 中央線は中津川よりすれば 有名なる御坂をこへ 園原ふせ  
 やを経て會地に出づ 勅使はこゝに執られたり 三留野より  
 すれば 大平峠十二里にして飯田に達す 品川子はこゝを越  
 されたり 飯田は郡衙所在地なり  
 伏して水聲潺々たる波合川 志づみ給へる古を懐へば 瞻は  
 寒し 仰いで鬱々葱々たる宮原 志づまり給ふ御跡を拜せば  
 誰かは髪の逆立ざるべき いや 風に拂ひ水に清めて參  
 拜せむ

正四位 宗 重 望

みたれ世乃ならひなれとも浪合れ

昔かありふ袖志ほるなり

二 御舊蹟の碑

清き流れを渡りて右に波合小學校を見 新しき大鳥居を入り  
 て石階段をのぼるこゝ百七十階余 もこ 木階にして登攀不  
 便なりしを 大正甲寅の春寄進し奉れるものなり  
 その石階を上り 左右に公園を眺めつゝ松杉の木蔭を辿り上  
 るこゝ 更らに一町余 再び石階を上りて初めて社頭に達す  
 森々として天を摩す老杉の鬱葱たるは 自ら襟を正せし先  
 て神々しさ言はむ方なし

山高くして元より世の塵をすゑぬ神巖ある社頭 社務所の隣  
 り 清冽なる泉水の流るゝ水手洗に ますく すがく し  
 くなりぬ 社務所の前 老杉の間に東面せる一大碑あり 碑  
 面を拜すれば 尹良親王御舊蹟とあり 高き一丈四寸 大正  
 三年四月廿四日除幕せるものなり



親王は宗良親王の第二の御子にして興良親王の御弟なり 御母は井伊道政の女重姫と申し正平九年七月五日大河原に於て御誕生遊ばされ 祖父帝 後醍醐天皇の大業を祖述し 父皇子信濃宮の勤王を輔け奉りて奔走し給ひ 應永三年三月二十四日この浪合に沈むべしとは と浩歎し給ひて花の吹雪こちゆき給へり

あはれ 神胤の御身を以て賊徒ごもに授けたまへるごこのあまりに畏れれごこと 南風不振五十七年遂に統一したる間際のごごなりければ 埋れてのみ年所を経たるあり 然れごも 在天神靈の威徳まします限り 臣民忠忱の情の熱する極み 赫々として光明を添へ 千載後昆に光被せずばやまざるなり されは 今年こゝに建碑の舉あり 加へて社格を昇進しまゐらせむごするに至れるなり されを今日に至れ

るこの盛事の由來を一わたり尋ね見るべし

### 三 維新前篤志家の奔走

乞ふ見よ 室町幕府は尾大不振世は 益々 かりこもご乱れに乱れて戦國となり 次で 元和偃武ごなり 徳川氏が文武忠孝を奨励するに及び 國學家 尊王家輩出し ここに 荷田大人に次ぎ 賀茂 本居翁いで 平田先生に及びて復古の學大に整ひ 山間僻陬にも普及し 南朝の忠臣が多く武力を以て恢復を謀りしが如く 徳川氏は新田氏の後裔を以て文教により復古を助け 先朝君臣の功業を賞揚するに至れる自然の循環を

波合の舊蹟については 平田翁門下の盡瘁したるごご多大なり 天保以來建碑を主唱して成功せざりしが 奔走計畫は父



子相傳へて已に三代以上に及び去りぬる明治三十三年には必ずと成功を期したるも種々障ありて延引し終に渡邊伯の揮毫によりて大正二年四月より工を起し本年四月竣工したるもの實に此の碑あり  
天保の昔しに在りては浪合胤久後藤基憲近藤政峰後藤基命の諸士夙に志を起し碑を立て、舊蹟を明にせむとし尾張の儒官秦鼎をして撰文せしめたり即ち左の如し

浪合碑

按浪合社記應永四年南朝官軍遺忠新田之族迎尹良親王以圖恢復四家七名字從焉實紀綱之僕親王且戰且進旋軫遠駿二毛甲斐間多年然大敵虎踞鎌倉群賊盤結四方義士無地用武卅一年親王自信濃赴三河知久祐超小笠原政季高坂滋野澁谷啓行三月廿四日至伊那郡會風雨暴烈土寇四起

據高雨射親王薨于浪合河原民舍桃井宗徹世良田義秋羽川景庸青山師重皆戰死先是親王別千野賴憲家賜和歌曰  
流人乃身爾志在奈波住毛終牟宿利定奴憂旅乃天悲哉親王子良王君在下毛落合衆議入之尾張津島踰浪合阪土寇數千復要而圍之曰官軍我父兄讐也何可使其匹馬過我山哉戰二日賊大集桃井貞綱世良田政義山川重祐堀田正重兒玉貞廣野田彦次加治監物殺賊百四五十人死王奔津島潛寓奴野城實永亨七年十二月二日也於是新田氏遺忠殲矣夫元弘初政二三好利佞臣在君側在外百萬狗義士血塗郊野豈不千古悲恨哉談者或譏諸遺忠敗沒曰不相時不量力徒迎親王自苦做得甚事是小人之言也夫諸遺忠唯知忠賊不兩立爲子死孝爲臣死忠何暇問成敗不然諸遺忠豈不知天日既已潛光西山吉野爲墟乎初後醍醐天皇將崩左把法華經右按劍慨憤



命 皇太子諸臣新田舉族爲朕忠死朕雖歿誓勿忘其功夫德  
無不報闕極必發浪合豈不極闕日乎蓋天之胙善不必當其世  
或在其子孫冥々之中昭々存焉來病君子昔日之虐也載而斷  
禍今日福也然則義孫忠孫光啓祚胤餘慶流於千萬世者 神  
之侏矣哉

天保二十一年辛卯三月

尾張國儒者

秦 鼎 謹 述

浪 合

浪合胤久  
近藤政峰

後藤基憲  
後藤基命 等立石

此の碑文は摺られて世に廣まりたれど 立石するに至らずし  
て止みぬる也 かくまで盡瘁せられたるもの、成功せざりし  
は 其の原因多々あるべけれど 第一には波合舊蹟の調査  
未だ 完からずして 文意と史實と一致せざりしにもよらむ

されば この事業 この計畫も成るの日をきか 知らず

四 維 新 の 光 明

かけまくも畏き 明治天皇政を御親らし給ひて萬事改正せら  
れ 王政維新の大號令を志かせ給ふや「機至れり」となし 戊  
辰四月波合名主の浪合左源太及び組頭の平内両氏より  
仮令ひ草莽のものたりと雖も於苦情者聊無忌憚直ちに大  
政官へ御訴へ可申上様御沙汰につき左の件奉申上候  
とて上疏に及びたり これ機宜に適したる處置といふべし  
なほ 文中に

文久二壬戌已來下野國宇都宮戸田大和守様山陵御修理懸  
り被仰付豊橋の國學者羽田野老人に調査せしめ云々  
申添候



ごあり 而して其の宛は

尾州御取締

### 飯島御役所

飯島陣屋尾張大取締大納言内高野瀬長左工門支配せり 今陣屋館といふ旅館の在るごころその面影をこぼむ

三河の摸範村たる稻橋の古橋家は 世々 赫灼たる尊王家にして 常に菅楠両公を仰つく崇拜し ここに 親王及び此の神社の崇敬あつかりければ、波合よりも疾く舊蹟調査を依頼したる也 又吉田の羽田野常陸翁には 前上疏文中にもある如く其の筋よりも已に注意せられ 波合よりも委囑したるや明かなり

波合に於て當時運動を開始せしは増田平八郎なり 維新早々上京して 身命を賭して御事蹟取調に盡力したるごころ 恰も

そのかみ恢復を謀りたる勤王諸家ご困難を一にせり

明治元年 伊奈縣を置かれ高遠藩知事内藤頼直管轄し 二年

飯島に移さるゝや 北小路俊昌知事ごなり 三年 大參事

落合直亮に舊蹟取調を仰付けらる 志士の心血漸く徹せむか

最も 熱心なる士は筑摩縣第十一大區長原九右工門 及び第

二十大區長故太田傳藏等にして 増田ご共に建碑の事を決せ

り 然れども 明治七年波合村大火のため一頓挫したるは惜

むべきことなりし也 (筑摩縣五年ヨリ九年迄)

こゝに又美談あり西京富岡百鍊の出張したるごころ也 氏は波

合の事を思ふや 熱情禁すべくもあらず 夫人の衣簪を賣却

して旅資にゆて 草鞋に身をのせて 態々 來杖せり その

篤志 今も 東西人口に膾炙するごころなり 然れども そ

の明治八年たるや 悪疫流行の當時なりしを以て 波合の有



志と會する能はず 山越し野越し飯田に來り 染物商岩崎才  
 次郎により 郡長代理松下壯藏及び原 太田と會見し意氣投  
 合して 大に 盡力すべく誓約せり 然れども なほ 調査  
 は結了せず 計畫は進行せず 碑文は撰定せられずして遷延  
 に遷延を加へたるのみ 山時鳥血に啼く聲を父子相次で有明  
 の月にまぬびたるそれ幾年  
 こえて六年 即ち明治十三年 先帝東山道巡 幸仰出されぬ  
 原をはじめ飯田の有志は機失ふべからずとあす 有志には樋  
 口與平 奥村吉住 上柳喜右工門 木下與八郎等あり 急使  
 を發して波合を促す 波合は此の急使に接して 更らに 雀  
 躍し平八郎出頭のこと、なせり 乃ち相會して御臨 幸を萬一  
 にもご心願したるや切なり 然れども 如何せむ已に御確定  
 の御こと、て御巡路の變更は願ふべくもあらず

備後三郎の杉板に於けるもかくやご力落し、あらむ 折角認  
 め得たる光明も夢と化し去らむか 有志のその感慨果して如  
 何ならむ

み吉野の花の一ひら流れ來て匂ととめし浪合の里 百 鍊

知らさりき幾代の昔忍ばれて浪合の里に袖ぬれむとは 鉄之助

五 御本社

千古不朽の此の記念碑に敬意をばらみつゝ右に轉じて 更ら  
 に 石階數十段を上れば いよく 御本社浪合神社あり  
 杉の木立森嚴にして自ら額かる  
 伏して惟るに 應永三年 親王浪合河原に於て御生害あらせ



らるゝや 殘餘の武士どもその御尊骸を此の宮原に納め奉る  
 此處に一祠を建て、御靈を齋き奉り郷人協力し  
 てこれを維持したるぞ、そもく、本社<sup>の</sup>起源なりける、以  
 來一村舉りて奉祀し、再建し修築し奉りて明治維新に及び五  
 年十一月村社に列せらる、次で渡邊二位、村上三位參拜あり  
 十三年、勅使參拜あらせられ、十六年には佐々木侯爵、いご  
 もいごも懇ろに奉幣拜禮せられ、神威日に月に赫々たるに至  
 れり、その後、二十八年四月には祭神、尹良親王神さり給ひ  
 し五百年の大記念祭典を施行し奉れり、尹良親王社と稱し來  
 れるを本年四月十一日浪合神社と改め奉る  
 有栖川宮職仁親王殿下御震筆額を下賜せられ、富岡百鍊は額  
 面を献じ、稱來神域もおひおひ、擴張せられ、基本金も年々  
 増加するに至れり、丸山教授

千歳まで親王乃みいつは盡きせらむ

よーや吉野れ花をかすこも

こいへるが如之信濃宮をはし、御父子三代御奔走の御辛勞  
 御勳功は、人をして砥勵せしむる活教訓たらずんばある  
 へからず、王政復古して國威赫々たるは神靈も嘉納ましまさ  
 ならむも、今本社を齋くに村社を以てすることの恐多きを  
 吾人一人二人の痛むところのみあらむや  
 祖父帝は、吉野宮、父皇子は井伊谷宮、をち皇子は鎌倉宮  
 金崎宮、八代宮に、それく、官幣をもて祭られ、臣下とし  
 ても楠木、新田、名和、菊池、北畠、結城、小御門、皆また  
 別格官幣を以て祭らるゝ、親王今なほ村社におはするこ  
 そ、のうれた之悲しきまゝに拜みをへても立ちうかりけり

祭典

四月二十四日  
 九月十九日



月影のほはれを照らす神垣よそのかみの世を志のふかしこさ

贈正五位 暉 見

源六郎

すみわたる月の光のさやけよ神のみいつも照りそまされる

### 六 使勅参向

社頭神殿に面して また一の碑有り 勅使参向記念の碑なり

勅使はいかにして参向せられしか これ ことゝに特筆大書

すべく 先帝の御聖徳を千載に傳へ 御鴻業を永劫に奉頌し

まをさむが爲めに 親王御舊蹟碑に先ちて 明治三十六年九

月建碑したるものなり

### 碑 文

明治十三年の巡夏 幸の御供つかうまつりける折

信濃國福島といふところにわたらせ給ひし日此所  
より遠からぬところに波合といふところありその  
ところに尹良親王の御墓所ありと聞召して今より  
まかりて見もし聞もしそのたゞしき所をつばらに  
奏せよと仰せごこありければその所に至りて里の  
長共をもつどへつたふるふるごごどもをもき、け  
る序に

きくたにもかなしかりけり音たて、

岩にくたくくる波合の水

明治十三年六月廿九日

侍従四位 藤原朝臣公業



その碑陰には 故侍従子爵西四辻公業卿嚮奉叡旨巡覽浪合古  
戰場之日奉吊 尹良親王和歌也 鐫以傳世

明治三十三年五月

正七位 富岡百鍊識

ごあり ことふ拜せよ 正しき所をつばらに奏せよ」 どの大命かしこしごも畏し 西  
四辻侍従も正心誠意参拜して調査を遂げたまひしあり 正しきと審かたに就いて一言せざるべからざるあり 調査  
の第一歩は浪合記ならむも ことは數種ありて各異なれり 先  
づ 天野信景の著といはるゝもの 眞野時綱のものせしご稱  
せらるゝもの 多く世に行はる 秦氏の撰文は何にかよれる  
親王の舉兵を應永四年の如くし 浪合の事變をその三十一  
年とするは甚だ誤れるものあり 何こなれば元中九年十月五  
日 御父子の禮を以て南帝より神器を授け給ひ 茲に 南北

統一して天下平和に歸し 翌明德四年を経て應永元年と改元  
せられたるが 統一後三十五年間も 親王が奔走し給へる筈  
なく、ここに御位牌には應永三年三月二十四日と記名せらる  
ゝに於てをや

應永三年丙子天

宇佐美郷

堯翁院に

大龍寺殿一品尹良親王

尊儀

奉置

三月二十四日

桐洞郷

御位牌と秦氏の碑文と照合すれば 親王薨御以後一年に於て  
舉兵 それより二十八年を経て戦歿し給へる次第なれば 無  
稽も甚だしきの至といふべし 想ふに浪合記の筆者は 多く



南北朝統一の大問題を忘れたるか 將た知らざりしか 或は又するところありてか これ 此の舊蹟の調査の正鶴を得るに久しく苦まみ 従つて志士の奔走も功を奏せず 御墓の修理も願を容れられずして遷引したる所以なり

なほ 月日に於ても八月十五日と三月二十四日との相違あり

御名代に彌生とあらばたれ人か

たゞし 御位牌のみを以て證せむといふにあらず なほ 眞の浪合記といふべきもの廣く世に行はれざれども 三月二十四日と明記せる一種あり

是に至りて正確なるを知るべく 動かすべからずといふを得

む 次に其の詳細に至りてハ同時に殉難したる青山 世良田

桃井 羽川等の諸功臣の位牌も同じく應永三子天三月廿四

日ごあり 墓もあり 陪塚もあり 御遺物もあり 他に参。考。資。料。も。あり ここに齋きまつる神社あり 見るまゝに 聞之まゝに いよく 益々 正しきものあり 百聞は一見に如かず

有りて甲斐なえ 却つて害あるは彼の浪合記ありし也 これが爲め甚だ迷ひし也 いたく疑はれし也 西四辻子爵は奉勅調査に従事せられたる事をれば 責任ある奉答をなし奉さざるべからず 明快なる復命ををし奉らざるべからず 序ながら記さむに 親王御位牌は井伊谷龍潭寺にも 大河原宗久寺にも奉置せられ 應永三年三月二十四日とあり されば 勅使の御差遣によりて其の事實は 愈々 公表せらるゝの運に至りしなり そもく 勅使参向の動機 いかにといふに



七 すて、はおけぬ 大事

叡聖文武に渡らせらるゝ先帝 ことに 不世出の大業を爲し給へること 今更ら 喋々を要せざるが 勅使差遣の大命を下し給ふには品川子の至誠大に力ありし也 子爵の力を効すに至りしは 小野湖山の詩 亦與りて力ありし也 湖山の詩をして力あらしめたるものは松尾多勢子なり 此ふ その顛末を述へしめよ

はじめ 内務少輔品川子の飯田に来るや 幸なる哉 天なる哉 として有志は奮起したり 波合及び飯田の有志は刺を通じて品川子と面會を求めたり 言はでもあるく 御墓の事よつき申請せむとせしなり 然れども 言下と峻拒せらる

剛直嚴正なる品川子の拒絶したる理由は 曰之 「予もかゝる

調査の爲めに來れるにあらず」 有志は手の施すべきなく 天を仰いで無情を歎くの外はあらざりき

忽にして一案は出でたり いかん 此れ成功の秘訣なり 曰く 女傑多勢子の力を借るべし 此議一決し走つて之を訪ひ 主意を述ぶるや 女史は快之諾せり 志士に昇天の慨ありしといふは此の時ならむか

供野より輿にて飯田に來れる松尾多勢子 は品川子を野原家に訪ふ 吏は言を左右に托して面會を拒まむとす 多勢子その人を知らざればあり 多勢子は此等の輩に頓着せず 「やじきん御いでなすつたか」といふ調子にて いか座敷の人となりぬ左右啞然たらざるなし

男まさりの勤王女丈夫と時鳥子爵と両家相對して古往今來を語り 談論風發意氣衝天例の如し 志士は氣を揉みつゝ待つ



間久し  
 知らずく、事蹟の説明はすゝみぬ 多勢子の口によりて 書  
 類の調査もはかざりぬ 子爵の手によりて たましく 湖山  
 の詩あり 五言古詩の百字如何に品川子を動かしたるか 元  
 より尊王の大義によりて時を得たる子爵のここなれば 如何  
 に其の至誠に感奮したるか これは予かわるか 有志よ  
 會つてやる と言ひ出しぬ 有志は再び天にも昇らむ心地せ  
 り 品川子はさてよおけぬ と言ひしのみ 其の餘を言は  
 ずして直ちみ起ちぬ 起ちて行く先は如何 大平峠を越して  
 木曾福島なり 山岳重疊風清くして紫雲のふかえたあひえあ  
 たり  
 勅使參向仰せ出さるゝを拜聞したる波合の上下は 實に 狂  
 喜せり かく意外にも恩命を拜するに至れるは 志士の運動

にもよらむ 多勢子の盡力にもよらむ 品川子の至誠にもよ  
 るべけれど 立與りて力ありしは湖山翁なり 見よ 沈痛  
 切實なるその百字を

讀浪合記詩

天歩艱難日	大道否塞時	四海皆兵燼	冠賊縱逆威
痛哉天日胤	東西苦流離	空齋恢復志	却陷豺狼圍
地勢何嶮惡	人情等鬼魑	身命雖可惜	救援無可期
主從齊一死	遺骨収者誰	餘墳今猶在	慘烈古亦稀
我讀浪合記	白日失光輝	敢擬招魂賦	空陳泣血辭

こは 湖山詩集にも「頃者 朝廷不論王公士大夫死於國事者皆  
 褒贈實盛典偶讀此記有感于 尹良親王事賦呈神祇宮」こあり



雪ときえ花どちりても後の世にのゐるは人の誠なりけり  
苦談樓 や じ

### 八 御 墓

後醍醐天皇皇孫

尹良親王御墓

周圍百六間八分

一猥りニ周圍ニ立入ル事

一鳥獸等ヲ捕フル事

一竹木等ヲ伐ル事

右令禁止者也

明治三十七年九月

宮 内 省

最 初 ハ 明 治 二 十 九 年 四 月

勅使碑を拜し終りて石階を下  
り 再び 御舊蹟碑前にかへ  
り境内の東に隣れる老杉の茂  
る方お進めば こゝおむ 御  
墓にて宮内省の制札あり

十三年	勅使參拜
十六年	佐々木侯參拜
十七年	御 認 定
二十八年	五 百 年 祭
三十六年	東園侍從參拜
四十年	山口諸陵頭參拜

御柵は明治三十八年より建設せらる 曩に 文久三年の頃よ  
り山陵修造役戸田大和守に御墓の御修理を願出でたる浪合左  
源太等 いかばかり 喜悅の眉をひらきしならむ  
御墓御認定ゆらせられ 宮内省諸陵寮の御支配に屬せしめら  
れ 今は守部奉仕す 本村はかゝる山間の僻地なるを以て名  
高き古戰場にありながら 埋れてのみおぼし、が 昭代の光  
に浴して かく 整頓せるは まことに 難有こと也 御兄  
御子興良親王といひ 御叔父皇子恒良 成良両親王をはしめ  
竹園連理の御方の墳墓にして 未だ 判定ましまさぬさへ  
あるぞかし  
御墓が後れながらも かく 御認定せられたるは 全く 古戦  
場にして 神去りまじし當時 供奉の士どもが埋葬し奉りし  
によりて 明確まがふかたなかりしなり されば 古來奉吊



せられしあご歴々ご志てのこる

投宿信陽波合驛

傳稱王子捨斯身

千年亨祀拜將墓

一邑尊崇仰氏神

豈謂遠來故國地

何圖忽問他鄉塵

唯知懷古無窮情

不爲旅愁淚温中

これ

宗良親王御菩提寺たる遠州龍潭寺九代の住祖山禪師が

元文三年夏初十日こゝを過ぎ 懷古の情禁じ難く吊ひ奉れ

る詩篇なり

最初は長野縣廳にて墓丁を置かれしが 卅五年宮内省より守

部を任せられ 増田平八郎 山口源八を経て 現今 稻垣五

助に至る 五助は終生の奉公として日夕忠勤し 尊嚴日に増

して神々し

哀れく片山里に荒れはてし親王の御墓はいえよへぬらむ

鉄之助

平八郎

かれも啼きて昔志のふか御墓へをはなれもやらぬ山時鳥

### 九 青山家

御墓を拜し終りて 少し之左に下れば 周圍に大木鬱茂せる

あり これ 即ち青山家の墳墓也 明治廿四年八月大野肅章

焚香跪拜古墳前

追想當年轉慨然

五百星霜如一日

居民仍自獻三籟

師重墳墓士民の洒掃拂拭 應永以來五百年一日の如く 未だ

嘗て怠慢せざしりに感じたるもの也 村民の惻誠それ幾許

青山家は 丹波篠山の城主にして 元三河より出で 明和の



昔家臣を派して祖先の遺墟を搜索せしめたる結果 家臣は波合に來りて師重の御墓に謁するを得たるなり 以來 照光院清岩智淨大居士の墓前は子孫繁榮のため 二百年香花のため るここをかりしを以て 今回本舊蹟の燈明となり 益々 顯著からしめたるは偉功の一あり

青山家は文貞公より出つ 公は 後醍醐天皇の御名代となりて 叡山に登られたる尹大納言藤原師賢卿にして 今下總に小御門神社と祭らる 公の第二子信賢 その男師重 世良田桃井等と共に親王に奉仕して忠勤し 元年中上野國吾妻郡青山郷に據りしを以て青山を稱せらる これ青山家の祖先なり 師重が 親王に殉じて以來 已に二百年 明和に至り主従心を合せて諸所搜索の後 此に於て墳墓を發見したるが 其の顛末は菅神像傳記に詳かなり

墳墓發見以來 年々祖靈の供養一年ごして怠るなし 今日 などは 持續せられ 二百年前よりの手當周到なりしかば 勅使參拜の節も大に感動せられたり

堯翁院御位牌

應永三子三月二十四日 青山師重事

照光院殿清岩智淨大居士 按ずるに青山家は

花山院

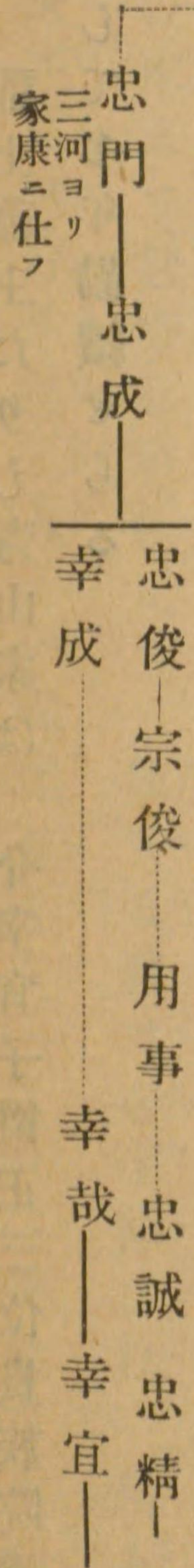
小御門神社

青山 從三位藏人佐中將

藤原師實一家忠 (五代) 師信 師賢 信賢 師重

篠山城主

子爵





あは 郡上藩主たりし青山家は 今幸宜子爵正三位貴族院議  
員として多年勤續せらる

十 御陪塚順拜

青山家の墳墓より 更らに左に下れば 陪塚第一號の前に出  
づ 陪塚は一號より三號に至る

第一號は

世良田政義

大光院殿眞譽江月大居士

桃井貞綱

定綱院殿義功鐵住大居士

第二號は

世良田義秋

依正院殿義傳道伴大居士

第三號は

桃井宗綱

大圓院殿長譽宗徹大居士

羽川景庸

智眞院殿譽淨義視大居士

以上 明治三十七年九月決定

位牌は青山と共に 皆 堯翁院にあり 何れも應永三子天  
御墓より順次拜し來れば 如何に無腸男兒と雖も 豈に 一  
言の辭あくして去るを得むや 親王の御生害たるや 慘の慘た  
るもの 元より怒髮天をつくとも 青山といひ 世良田と  
いひ 桃井といひ 終始一貫その最後まで奮闘苦戰 節を完  
うせられたるは力めたりといふべし 仰ぐべし 感ずべきと  
ころ也 赤石山高しといへども及ばず 天龍峽偉なりとさけ  
と比ぶべくもあらざらむ

淺間の山 ぬさましく亂れたる世の恨みは長く 天の中川流  
れての末まで悲惨を語れども 屈する者は必ず伸びむ 見よ  
元。龜。天。正。に。於。ける。尾。三。人。士。の。崛。起。せる。を。これ 突發なるが



如きも決して突發せるものにあらずして 南朝の忠臣が最後  
まで盡忠奉公斃れての後 ならず子々孫々まで言つき語傳たへ  
て家の風を再興せしめたるや明かなり 即ち 信濃宮御父子  
三代に奉仕せし遺族は尾三の天地に潜みて 時を待つ間久し  
く 劍を磨ぎ兵を練りしものあり 親王に危害を加へ奉れる  
ものごもは浮華に流れ薄弱となりて いつか跡方もなく其の  
存在を認めざるに 忠臣の遺孽は雨後の筍の如く續々として  
發芽し發展せるを見よ 先づ 徳川家は

世良田

源義家——義國——義季——賴有——賴氏——教氏——家時

滿義——政・義

親季——有親——親氏——忠則(酒井家)

義・秋

泰親——家康

の如之にて ことゝに戰死せる世良田父子は 即ち徳川家の祖  
先に當るなり 青山家も亦徳川氏と共に起りし三河武士なる  
や言ふ迄もあし

酒井伯また然り 其他井伊伯 渡邊伯子 堀田子爵家皆 信  
濃宮に忠勤奔走し奉れる家柄也 徳川氏にして また諸公に  
して 今日な不 顯榮の地位にあるもの 實に故な之んばあ  
るべからず 薩長といへごも亦久し之劍を磨ぎ兵を練りて  
帝室中心の教育に力めたる恩賞たらずんばあるべからず  
なほ新田男 菊池男 北畠子 名和子爵家の正統はもごより  
三宅子 本多子 大久保子 成瀬子 内藤子 奥平子 田村  
男爵家をはじめ大給 松平 大河内子爵家 大岡 高力 稻  
吉 坂本家等いづれも皆南朝忠臣の末裔たらざるはなし  
桶峽役に一躍して 足利方に付き多年宮方に敵したる今川の



末孫義元を侍したる服部小平太は三尺の童子もよく知るころなるがその服部家は吉野十一黨と稱する十一家の内なり子孫今なほ尾張半田に現存す十一黨とは

大橋修理大夫貞元  
現存(津島)

岡本左近將監高家

山川民部少輔重祐

恒川左京大夫信矩

以上四家といふ

堀田尾張守正重  
神官  
子爵家

平野主水正業忠  
神官

服部伊賀守宗純  
神樂方  
現存(半田)

鈴木右京亮重政

眞野式部少輔道資  
現存(津島)

光賀大膳亮爲長

河村相模守秀清  
神官

以上七名字と稱す

四家七名字といふ一家は皆海部郡津島に良王君に奉仕して土着せり其の他吉野より來れるもの波合より落ちたるもの上州より集れるもの尾三にかくれて機熟するを待つ間帝室中心の教育を怠らざりしなり熱田大宮司千秋家はまたこれら勤王の中心たりしなり客年十一月贈位の恩典に浴す

今や惟ふに教育の途大に開けたるに似たれど進みたるは物質的方面のみにして精神界大に退歩せるものありされば世を瞞着し籠絡せむとして大言壯語を弄する者ある時は忽ちにして風靡す例へば憲政擁護とか閥族打破とか



あぐぬ旗幟を樹て、論鋒を弄ぶや、醉へるが如く人皆これに化せらる。これその人の中心の空なるに因るものあり。大日本者神國也。吾人者神裔也。あに徒らよ言論自由のみを尊重して喧嘩口論を好まむや。不言實行を貴びて、清潔を重んじ、忠孝節儀を盡すに清く明く直く正しき心を以て勤め務み、一旦緩急ある場合には攻撃精神を以て追進して水火をも辭せざる國民也。宇内廣しといへども比儔する國柄なく、列國強大なりといへども相伍する精神なく、神國、神州男兒ひごり世界に冠絶するを知らずや。教育の要、たゞこゝろあり、ここに皇室の藩屏を以て任せらるゝ華胃諸家は、大に猛省すべき所なり。

艱難は汝を玉にす。飽食暖衣して教育を受け修養せむとするもいかでか得る所あらむ。祖先が單身槍を提げて陣頭に立ち、神文忠節の爲に辛苦せし結果、慘憺せし擧句、成功して今日ある所以のものを想見して、報本反始而して國家につくすべきならずや。宮原志づまひます勤王諸功臣の英魂義魄を吊ふに洵たり。敢て國家の爲めに一言を陳するのみ、勳功ある人を教への親として、と先帝の仰せられたるが如く、國家有爲の大和撫子を養成せむには、臥薪嘗膽他日必ず成す所を見る可き芳しき硬教育を振起すべし。阿はれ苔の下にまづめる英靈に報いむことを庶幾ふ洵まり。この蕪辭を聞食せご、謹みて再び白すよなむ。勅使の參拜せられしも、亦かえこそ

なす業も其の名も高き三河武士昔も今にかはらざりけり

### 十一 神靈明鑒

波合よりかへりて、先帝に捧げ奉りたる苞は何か、神社に詣



で 御墓を拜し 陪塚を順拜し下りて 更に 寺に入りて残  
らず踏査せられたる上は 復命の材料多々おぼしまし、なら  
む そは誰が見ても 最も大切なるもの 最も力ある證左た  
るべきもの 先づ第一は青山家が明和安永の昔に於ける盡力  
これなり その主従心つくしを左に  
即ち上下心を合せて 祖先の墳墓等諸所搜索に力を用ゐたる  
後 この波合に於て發見したれば 其の顛末を菅神像傳記に  
委しく記せるものありしなり 波合山堯翁院に藏す

## 菅神像傳記

臣爲綱嘗テ藩主ノ命ヲ蒙リ其譜系ヲ檢ス因テ自ラ憶フニ  
我力ノ能ク及ブ所ニ非ズト則チ其事ヲ成就センコトヲ常  
ニ菅神ニ禱ス明和六年己丑ノ秋藩主臣ヲ使ハシテ東海東  
山ノ諸州ヲ巡行シテ先世ノ遺墟舊記ヲ糺問セシム初メ參

河州ニ到ル藤川驛ニ元青山氏ニシテ林氏ヲ繼者アリ所藏  
ノ舊記ヲ請テ之ヲ閱スルニ藩府ノ所藏ノ舊記ト同ジ以テ  
證トスルニ足り因テ東都ニ往テ其事ヲ藩主ニ告グ又上野  
州ニ到ル我妻郡青山村ニ青山氏ノ遺墟アリ又信濃州ニ到  
ル伊奈郡波合村北東山上ニ從三位中將青山内藏人佐藤原  
師重ノ墳墓アリ山下ノ堯翁院ニ入テ現住良琳和尚ニ謁ス  
和尚曰ク師重ハ

南朝ニ奉仕シテ 尹良親王ニ從テ周旋ス應永三年丙子三  
月二十四日親王波合ニ在シ賊暴カニ起テ陣ニ薨ズ師重モ  
亦隨テ戰歿ス謚號ヲ存シテ堂ニ納ム今日始メテ師重ノ胤  
ニ藩主アルコトヲ知ルト云フ是ニ於テ證跡モ亦符合ス安  
永二年癸巳藩主篠山ニ在ルノ時和尚來リ謁シ且ツ尹良親  
王ノ手目ヲ書スル般若經一卷ヲ持來テ卷末八百四十二字



ヲ斷裁シテ藩主ニ贈ル主拜受シ因テ詩ヲ賦シテ和尚ニ謝  
ス和尚喜デ予ニ謂テ曰ク堯翁院主數十拙衲ニ至リ始メテ  
藩主ニ謁ス幸福ナル哉ト予曰ク臣初メ青山氏譜傳ヲ檢考  
シ諸州ヲ經歷シ遺墟舊記ヲ糺問ス元弘ヨリ元龜ニ至テ凡  
二百年ノ間青山氏數世國家ニ報ズル事跡ヲ考訂スルガ爲  
メ嶮ヲ濟ルコト五百余里日ヲ涉ルコト八十余日往來疾病  
ナク檢覓シテ證跡ヲ得ルハ殆ンド菅神ノ靈應歟若シ波合  
ニ菅神祠アラバ修補シテ以テ神恩ニ報イント欲ス和尚曰  
ク衲モ亦常ニ菅神ヲ尊崇ス院裏小祠アリ再建ス可シ願ク  
ハ神像ヲ藏ムベシト予曰ク諾ト是ニ於テ京師法眼狩野正  
榮ヲシテ菅神像ヲ畫セシム滋野井大宰權帥前大納言藤原  
公麗卿神詠ノ歌ヲ神像上ニ書シ賜ハル背裝シテ一軸或時  
ニ堯翁院裏菅神祠ノ修補モ亦成ル臣爲綱東行シテ道波合

ヲ過グ幸ニ一軸ヲ持來テ菅神祠ニ藏ムト云爾

安永四年乙未七月二十七日

丹波篠山城主青山下野守用事臣郡吏長佐治爲綱謹記

神詠

滋野井公麗卿書

字きこは神となりても忘られず

人を見るにもおもひまられて

これあるかゝ 實に得難き證左あり なる同時藩公より  
住職に贈れる詩は

信州浪合村堯翁院良琳上人來謁辱贈

尹良親王自書般若一卷予拜受而奉覽慨然有感往

時因賦短箴一首謝上人

勤王遠祖奉親王

王寫梵經遺墨芳

不是僧尼翻施我

報章爭仰發天潢



安永癸巳冬至後一日

篠山城主膝鑒

これ 堯翁院秘藏の什物なり 文貞公の後にして忠俊の裔たる藩主が心事おえゆかしくこそ

勅使が 特に 感動せられたるものゝほあり そは他にあら  
ず 堯翁院藏する所の年頭状なり これ 安永以來藩主より  
院へ宛ておえられたるところの年賀なり 維新後も引きつ  
き 勅使参向の當年も然り 又年々の付け届をなしたる包紙  
など 皆保存せられ金千疋百疋と記せるものなど今は全く寶  
物として尊重せらる

十二 震筆の經卷

天覽を賜ふ

唯一の寶物無二の御苞は震筆の般若經あり 堯翁院所藏の大  
般若波羅密多經二卷あり 二百四十九と二百六十三の二卷寶  
曆十年十世本慶和尚のきはめあり

傳ふ 文中年中親王井伊谷城より上野に赴き給ふ御途次此の  
里に御滞在瘡疾を患ひ給ひしを里の賤女が厚く看護し奉りし  
をめでさせ給ひ記念にこゝめおかせ給へる遺寶也と  
この外なほ第二百六十六卷は安永二年時の住職良琳和尚持参  
して丹波篠山より到り青山侯に謁して其の一部分を割きこれ  
を呈上せりといふ なほ知久頼中にも贈れりといふは恐らく  
同卷なむ そもく此の經文たるや 親王御自筆なりと稱  
し奉る

勅使は調査の後持参して 先帝の天覽に供し奉りしかば畏く  
も御手づから御閲覽あらせられたるのみならずそのまゝ玉座  
にどゞめられ東山道御巡 幸は御恙もなつの山々谷々乃清風  
淨水におくり迎へさせ ひて鳴く田鶴のこゑも千代田の大宮  
に還御あらせられたる後も四年まで御手許におかれ永平寺を



經て明治十六年還附し給へり  
 昔より波合に過ぎたる者三ありと俗唱す その一は 親王の  
 御舊跡也 その二は寺にして即ち堯翁院なりといふ 寺は明  
 治七年の大火に焼失しその以前貳百四五十一年にも回祿の災あ  
 り 十一二世頃は頗る立派にして三枚額を掲げたり 曰く  
 尹良山大龍寺堯翁院これなり かゝる名刹も堂塔迦藍の鳥有  
 に歸したる一再ならざるに御位牌といひ寶物といひその災を  
 免れ剩へ本經卷が 先帝の龍手に觸れさせられたるもこれ全  
 之神靈感孚の致す所ならずして何ぞや  
 この經文維新迄は神社に於て展讀し奉り來れるものなるが神  
 佛分離以來寺に寶藏し本年建碑の式なりて祭典おこそかに行  
 はれし翌日即ち四月廿五日を以て第一回展讀を施行せり 先  
 年萩野文學博士は鑑定せられたるが今は波合を距る南十里に

して 三河國北設樂郡武節村の黒田正壽寺に秘藏する經卷あり  
 御詠

不乃くくご明ゆえそらをあがむれば

月ひこをすむ西れ山かげ

の外に御硯壹面鹿の玉と稱するもの一個を寶藏す おのれ先  
 年青木校長を介して拜覽せしに三卷あり 百八十五 二百三  
 及び二百五十五にして白絹表紙付折本あり  
 さて 本寺に於てこれを寶藏する由來は 元來此の地は伊奈  
 足助の往還即ち吉野へ通ずる重要な地なれば 今も御所貝  
 津なを稱する地名あり 波合にも御所平あり 信三の街道ふ  
 りわけの峠は柚路の嶮にしてこゝには御水を求め給へる御跡  
 あり 又社も建てられ 此邊一般に 親王を崇敬する念慮最  
 もふかし



波合の記録に徴すれば 親王北設樂郡各地に滞在遊ばされた  
りごし 足助地方にては 親王足助に輿を駐めさせ給ひぬご  
いふ 足助は重範 重春の居城真弓山あり  
正壽寺にましまして井澤といふ地の弓を引給ふ時 真弓山の  
月を見そなはして 月獨りすむと詠ませ給へる也 たゞし真  
弓山は武節村にもあれば單に此山をよませ ひしか 正壽寺  
の舊記によれば新田左京進親氏 親王の命を奉じて山号を吉  
祥山 寺号を正壽寺と賜ひ 山林田畑所有の分を殘らず寄附  
せしめられ 爾來殿堂及び寶物を保管し來れるが天正中武田  
の兵火にかゝり寶永中再興せしよし也 然れども 其の兵亂  
に逢ひながら寶物及び記録の無事なりしは不思議といふへし  
こゝに 親王の御震筆がかくあまた諸所に存在するを如何に  
ごいふ者あれど 父皇子が妙法院宮尊澄法親王と申し 前後

二回天台の座主を拜命せられ 後年御長子 興良親王が御不  
例に渡らせられ 天授三年北朝に幽囚のまゝ、薨御の御愁傷よ  
り 再び長谷にて御出家遊ばされ 諭伽三密の御造詣極めて  
深くおはしまし、を想見し また 親王が御兄御子御伯叔父  
皇子の方々が御遭難あらせられ 臣下も多く難に殉じたるを  
目撃し給へる事多々おはしましぬれば 斯道にも深く御心を  
留めさせ給ひしや明かあり  
波合のは已に 天覽を賜ひたるものなれば 格別武節のも共  
にこれ國寶たるべきものなり

波合のは大正三年九月二十六日 東久邇宮殿下 飯田にて  
錦旗

御母衣と共に台覽あらせらる



浪合記には 照光院と記せりこれ今の堯翁院として 今の地  
学校の隣に移せるは何時の頃 か開基も詳かあらざれ共 座  
光寺村より移れるものならむ

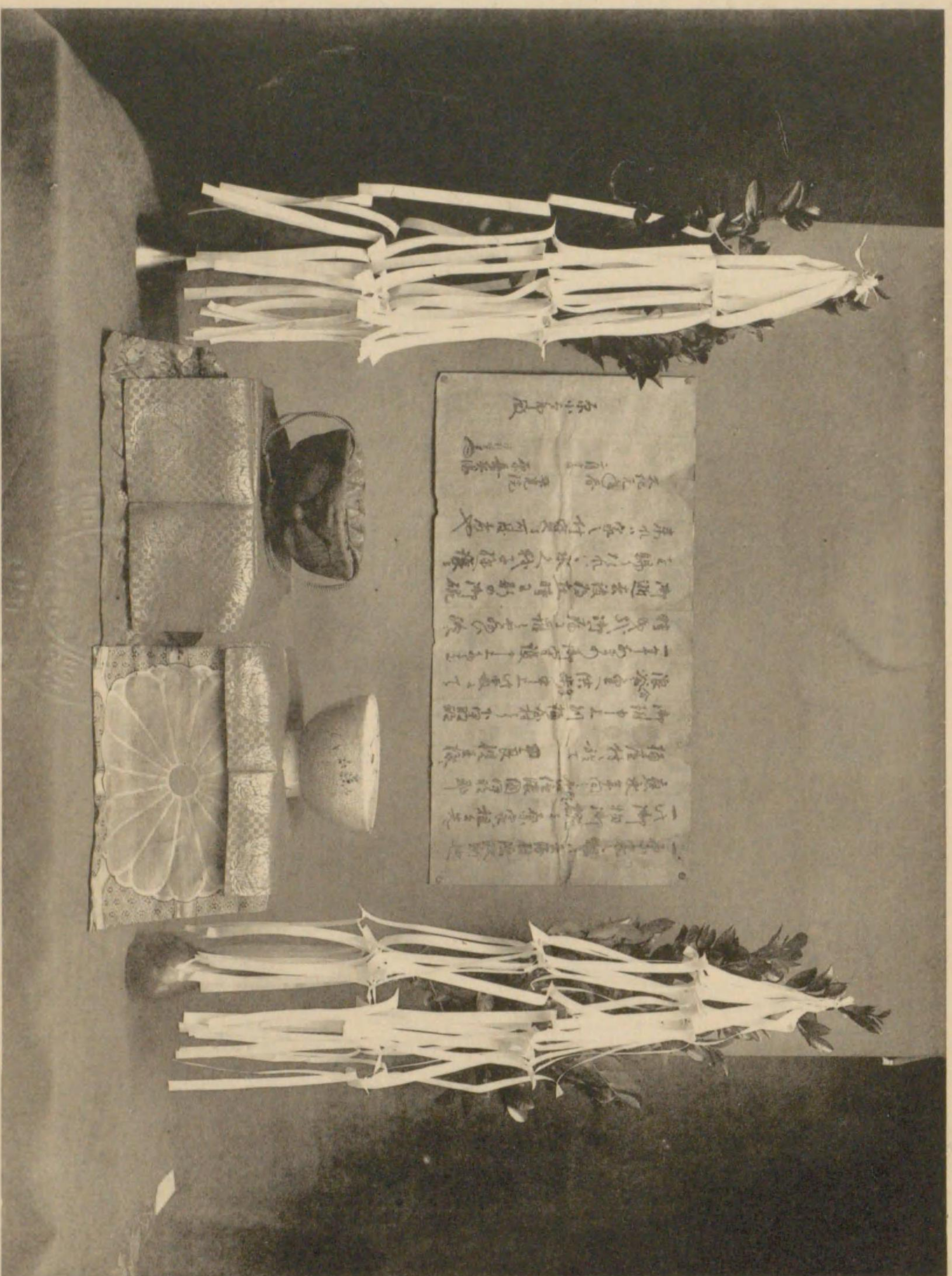
○ 信三の境にて

秀雅

いかにして宮はうちこえ給ひけむ

馬もかよはぬそま路峠を





藏家原

物御賜下王親



### 原家御下賜の御碗

川中島の合戦に兩虎の争ふに乗じ鎗を揮つて英名を轟かしたる原大隅守は三尺の童子もよく知る所なるが其の原氏は奈良朝以來の王臣にして南朝忠臣の名家なり家に親王御下賜の焼物を寶藏す今その由來を温ぬるに兵衛尉政則信濃宮に奉仕し親王が浪合にて御不例の折供奉の士の中にて最も篤く御看護申し上げ御平癒の後御手づから賜へる記念の御物なるが菊桐の御紋章ある吳洲焼なり實に天下類なき名器なり去る明治十三年夏

明治天皇東北御巡幸の際長野市に於て天覽の榮を賜へり因云政則より後代々伊奈に土着して赤穂に住し四代大隅守は武田に仕へ川中島の合戦に大身の鎗を揮つて謙信の鞍をつき信玄



の危急を救ひたる功により元平氏なりしが源の姓を得て武田の一族に列し十八代喜兵衛敬則に及ぶ

現代敬則幼より小野派一刀流劍術を磨き後星野家に入門して刻苦勉勵八年竹林流の弓術皆傳免許を得又別に墓目鳴弦の神術を得て弓守と號し去三十八年八月武術大會に閑院宮總裁殿下の御前にて一寸二分の強弓を引き南蠻鉄の兜を射ぬきて御感賞を蒙り「體育富彊基」と刻せる金製記念章を拜受せり特に織部流の茶道に精通して家元を預り書を鉄舟に學びて鉄石の號を受け繪は小華に歌は花守に就き又俳句をよくす六藝に通じ皇國固有の美風を發揮して文明に資せむと奮勵努力せり

敬則

我が祖の仕へまつりし神の宮を

たかくも仰く浪合の里



浪合の曲

丸山教授作

世は南北と立分れ  
合戦も既に治りて  
元の征東大將軍  
宗良親王の御子にて  
御母は遠州井伊谷の  
重姫の方こそ申しける  
大河原にて御誕生  
文をば練りて父のみの  
祖父の帝の御心を  
ふりおこさむと君の爲め  
進んで嘗めさせ給ひしが  
しのぎを削りて争ひし  
目出度く平和と成りぬめり  
一品尹良親王は  
後醍醐天皇の皇孫也  
道政入道の女にて  
正平九年山ふかき  
遊ばしまして武を磨き  
父の御訓を守りつゝ  
つぎて競はぬ南風を  
世の爲め艱難辛苦をば  
軍旗をさめて神峯



三河をさして出で給ふ  
春の彌生の末つかた  
よのうきこともなみ合に  
空かき曇り風たちて  
しばしとおもふ程もなく  
木靈にごつと響きつゝ  
飛越々々寄せ來るは  
惡逆無道の賊徒ごも  
天津日嗣の皇孫みすまとも  
御前を犯しまつらむご  
供奉の面々見もあへず  
おはそも如何に何事ぞ  
信濃宮の若宮ぞ

頃しも應永三年の  
花さき匂ひ鳥うたひ  
かゝらせ給ふ折しもあれ  
雨は篠つくばかりなり  
俄におこる鯨波のこゑ  
彼方の山川こゝの谷  
大義名分わきまへぬ  
利慾に眼くらみけむ  
知るや知らずや畏くも  
競ひかゝるぞ淺間しき  
くわつと怒りて打にらみ  
恐多くもかしこくも  
無禮するなご制すれご

立退くさまも見ぬざれば  
そこ動くなと喝破して  
いかなる天魔鬼神なりとも  
一度に颯と散りにけり  
發射乱撃雨あられ  
勝に乗して攻來れば  
撃てど拂へごつき弓の  
味方は大方うたれけり  
金枝玉葉の御身にも  
鎧の御袖もひきちぎれ  
從三位藏人師重は  
おの敵状をよくみるに  
御運もおゝに盡きたれば

いでものみせむ狼籍もの  
あたりを拂ふ勢は  
面を向くべき様もなく  
いざごいふまに四方より  
嶮岨になれし荒武者ら  
何かは以てたまるべき  
數ある矢種は盡きはてゝ  
あらいたはしや畏しや  
深手淺手を負ひたまひ  
鮮血流れて淋漓たり  
宮のみまへにひれふして  
たやすき賊には候はじ  
今はお覺悟めさるべしご



奏する言葉をきこしめし 無念の涙はらくくと  
おつるをはらひ左右なる 士卒の方を見そなはし  
多年の忠勤めでたまひ

思ひきや幾瀬の淀をしのぎ來て

この浪合に沈むべしとは

千萬無量の御心を 一首の歌によみのこされ  
腹かき切つてゆく水の 川原の露こそ消えたまふ  
青山中將を始とし 世良田政義全義秋に  
桃井親子羽川安藝 一騎當千の豪傑も  
あらぶる賊には敵しかね 死出の御供仕り  
忠勇義烈の面影を 宮が原にぞとどめける  
さる程にまた應永の 三十一年春二月  
またも合戦はおこりけり 世良田藏人政義の

女の腹に宿らせ給ふ 宮の御子なる良王君  
この時迄は下野の 落合の城におはせしが  
父の御あごをたづねつゝ また浪合にかゝらせ給ふ  
さきに討たれし賊徒らの 一類どもがきゝつけて  
親の讐ごよばりつゝ 切つてかゝれば忽に  
血しほ流るゝ浪合は 修羅の巷となりけり  
この合戦に危くも 虎口をのがれしみ軍の  
落ちゆくさきはしらま弓 矢作の川の末ながく  
おちて久しく時をまち 良王君をば津島なる  
大橋三河守貞元が 奴野城にぞかくしける  
此の大橋を始とし 岡本左近將監に  
山川民部の少輔 恒川左京太夫をば  
新田の四家ぞ唱へける 又は堀田尾張守に



つづいて服部、眞野、平野 鈴木、光賀、河村ら  
忠義一途の七名字は 世にも名高きみ吉野の  
十一黨と稱へられ 心を碎き氣を凝らし  
臥薪嘗膽劍を磨き 子々孫々に訓へつぎ  
語り傳へて夢のまも 帝室中心の教育を  
怠らざりししるしにや 榮枯はめぐる小車の  
花をさかせし三河武士 譽は高く今の世に  
薫るその名も源は この浪合にかしこくも  
しづまりありす一品の 宮の靈のごとしへに  
守りませるによるぞかし さればいよく親王の  
靈のふゆを蒙りて いく瀬の淀のよどみなく  
君のみために盡さまし

國の御爲に盡さまし



大正三年十二月十二日印刷  
大正三年十二月十五日發行  
大正四年六月三十日二版

編輯兼  
發行者

# 宗良親王威德宣揚會

代表者 高柳秀雅  
東京市深川區牡丹町壹番地

印刷人 山口熊吉  
東京市深川區數矢町三十四番地

印刷所 山昇舍印刷所  
東京市深川區數矢町三十四番地





202  
366

宗貞縣王鄉廟會

宗貞縣王鄉廟會  
宗貞縣王鄉廟會  
宗貞縣王鄉廟會  
宗貞縣王鄉廟會  
宗貞縣王鄉廟會



